平成２４年（フ）第２６７号
堺市西区浜寺諏訪森町西１丁35番地８　ピュール絆505号、前住所川崎市宮前区馬絹1963番地１　モントルー宮崎台105
債務者　西嶋　雷太
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝井　映子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３０４号
大阪府松原市阿保２丁目32番地の９
債務者　佐々野昌行
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝井　映子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７７号
長崎県長崎市深堀町３丁目286番地６　深堀ハイツ501号
債務者　吉津　　浩
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川島　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月22日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４０３号
佐賀県小城市牛津町乙柳1040番地14
債務者　鮎川　貴隆
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長戸　和光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３８号
青森県八戸市小中野５丁目６番12号
債務者　大沢美智子
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第４２号
青森県八戸市大字市川町字尻引前山31番地485　小向勝次郎１
債務者　工藤　啓子
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１３５号
仙台市若林区上飯田４丁目１番78号
債務者　角田　隆二
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２０５号
宮城県塩竈市泉沢町16番23号
債務者　鈴木　　清
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２０６号
宮城県塩竈市泉沢町16番23号
債務者　鈴木　健次
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１３８号
富山県高岡市福岡町福岡新413番地２　西干場市営住宅１号棟112号、旧住所富山県高岡市下麻生伸町859番地235
債務者　橘　　三雄
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１３号
富山県射水市太閤山10丁目５番地　県営住宅43―107
債務者　八田　正之
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１４号
富山県射水市太閤山10丁目５番地　県営住宅43―107
債務者　八田　弘子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第５１号
富山県高岡市戸出町４丁目４番48―202号　パークコート・ラフィンⅡ、旧住所石川県輪島市気勝平町52番地３
債務者　大門　直美
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１７号
石川県羽咋市的場町的場25番地５、従前の住所石川県羽咋市本町コ88番地６
債務者　瀬川　秀一
1　決定年月日時　平成24年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで　金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第６６２号
岐阜市若福町23番11号
債務者　サッポロラーメン熊王こと　堀　　正春
1　決定年月日時　平成24年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで　岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３９号
岐阜県羽島郡岐南町徳田５丁目94番地の１
債務者　梶原　軍一
1　決定年月日時　平成24年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで　岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第６５号
岐阜市中鵜２丁目27番地６
債務者　小野木和子
1　決定年月日時　平成24年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで　岐阜地方裁判所